

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案に対する修正案要綱

一 目的の修正

この法律の目的として、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることを明記すること。  
(第一条関係)

二 基本理念の修正

この法律の基本理念として、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資することを明記すること。  
(第三条第一項第一号関係)

三 特定個人情報を提供することができる場合の追加

国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、政令で定める国税に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているときは、当該特定個人情報を提供することができること。

(第十九条第八号関係)

#### 四 給付付き税額控除の施策に関する事務の的確な実施に係る検討

政府は、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせる行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとする。

（附則第六条第七項関係）